新旧条文対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 第４条　本社団の開設する病院の名称及び開設場所は、次のとおりとする。  医療法人○○会　○○病院  大阪府○○市○○町○丁目○番○号  医療法人○○会　△△病院  大阪府△△市△△町△丁目△番△号  第４条の２　本社団は前条に掲げる診療所を経営するほか、次の業務を行う。  医療法人○○会　△△訪問介護事業所  大阪府△△市△△町△丁目△番△号 | 第４条　本社団の開設する病院の名称及び開設場所は、次のとおりとする。  医療法人○○会　○○病院  大阪府○○市○○町○丁目○番○号  **合併後の法人が、附帯事業所を開設する場合記載すること** |